

改 正 後	改 正 前
<p>（補助金の額）</p> <p>第5条 補助金の額は、多胎児の保護者が法第6条の3第14項に規定する援助希望者に支払った報酬（交通費、ミルク代、おやつ代等の実費負担分を除く。）に相当する額に、利用に係る多胎児が3歳未満の場合にあつては4分の3を乗じた額とし、<u>3歳</u>以上の場合にあつては2分の1を乗じた額とする。</p> <p>附 則 この規則は、<u>公布の日から施行する。</u></p>	<p>（補助金の額）</p> <p>第5条 補助金の額は、多胎児の保護者が法第6条の3第14項に規定する援助希望者に支払った報酬（交通費、ミルク代、おやつ代等の実費負担分を除く。）に相当する額に、利用に係る多胎児が3歳未満の場合にあつては4分の3を乗じた額とし、<u>4歳</u>以上の場合にあつては2分の1を乗じた額とする。</p>